

部長

第一回 經監第七一號

外地歸還者給與の支拂に伴う不正行為の防止について

昭和三年四月三日 第一復員局經理部より復員官署一般に通牒(地方支話部共)

第二

第三

未支給給與並びに帰郷時給與の支拂について最近不正を働く者があるから當事者は特に左の諸項を確實に實行すると共に全般に亘り注意を拂ひ之等に乘せざられき様にせられ度い但しそれが為要又給者に必要以上の手綱を等を要求して不便を與へる様の點に尤留意せられ度い

参考迄に最近發生した事故の概要を別紙に添付する

左

此

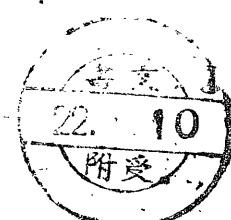
秘務班

甲

乙

丙

一上陸地支局で給與通報、未支給給與證明書の發行又は給與通報に眞書
證印するときは給與事項を明瞭に記載し訂正箇所には必ず訂正印を押すことを
又本人の申告によつて發行するときは本人の身許身分等について時に調査すること
ニ支拂廳では左の諸項に注意して處理すること



0657

1. 給與通報、未支給給與證明書は仔細に點検して偽造改換等の有無を確かめることと又通報證明書記載の居住地と現住所と相違することは事實について確かめること

2. 支給済の給與通報、未支給給與證明書は確實に本人から回収して支拂済の事項を記入し確實な方法で保管すること

3. 給與通報、未支給給與證明書、其他の書類で不審の點がある時は之を完九明した上で處理すること又受給者の身許等で疑かはし、處分あるときは西安すれば金融通帳、米穀通帳、又は居住地證明書回等を口主手交する等の方法で届け出ること

4. 外地帰還者處理要領の項(第3)に於及處置を確實に實施して重複支給を防止すること

三 事故が発生したの内容性質から判断して他方に起ることが豫想される時は機会失せず關係名簿に通報すること

別紙其一

一 事故の概要

十月二十八日 静岡地方告訴部に引揚証明書、上陸証文届出納官
吏發行の給与通帳(横山某)を元軍一属と称する朝
鮮人(横山某と自称する)が同時に引揚下(三名)を一括と未
支給給與共の受領書を申し出上で告訴部には書類で點検した後監
査に於て應確認の為静岡県朝鮮人連盟の證明書を持て来る。称同
人に請求して同人以下の證明書を手交し且許まし暫くして再び出
頭し連盟の主任者が不法で證明書は貰へないが不審と思はぬる所は電話
で照会せらる度に申告せり。同人の言を信じて電話で確認するとともに支
拂(三三三)一人宛三八六円向自由支拂五日内封鎖支拂三三六円(合計
四八四円)の同人の居住地に当日本銀行藤枝代理店にて受領する方略で
支拂と申す。

十一月上旬岐阜地方告訴部で前述の称する書類を携へ同様の手段で未

支給給與の支拂を要求して、東に朝鮮人があつたが否講師は給與通報
様式不正確地支拂を發行して反対と相違してあると給與通報に氏名が記
入され又坡阜朝鮮人連盟賊政部長の奥書があつたので同連盟に連
絡して處不審の點があつたを支拂を拒絶し警察署に通報したが逮捕
に至らばれ旨の通報を静岡地方在詣部で受けたので調査した結果此の
人名を用ひ引揚証明書及給與通報を偽造と詐取せられた事実判明
した。

二 事故発生後の處置

1. 事故発見の当日(十一月十三日)藤枝代理店に職員を派遣して調査して處自ら
支拂の分一人当り五〇円合計七〇円は十一月一日現金を支拂い封鎖支拂
の今後受領者の申出による東海銀行本店に送金した事実判明した
2. 同行宛支拂停止方を打電して部員を派遣して調査して處十一月八日
朝鮮人連盟愛知方面本部財務部長が横山某外十三名に対する賦課
金として徵收したと云ふ證明書と前記小功手を提出し全額を受領して居
る事が判明した。

横山某外と称する者は小功手を賊謀金として納入し三々代りに金品を運営す
受領した模様である

石岐阜地方在詣部へ詐欺事件作顯未だ事件発生後直ちに東海六県の地
方在詣部を通報し注意喚起した

十月十日受知地方在詣部に前同様手段で当顯せ者があつたが岐阜から
通報により警察部へ連絡し本人を取締り自下警察部の手で取調べ

中止する

0661

一 事件の概要

元岐阜地方古語部集納官吏の助手としていた雇員田島某は在職間
寝貰者の給與通報で支拂済のままで自宅へ持帰り空理むうりに、が本年九
月末病氣の爲解雇ほけい。雇主に「何とぞ」と申せられ、前記給與通報を残置して更
同人はこの支拂済の給與通報で給與金の詐取を思ひ立ち給與通報面
の住所氏名を改官かいかんして同一町村三〇名乃至四十名居住するにして各受
給者から當該役場裏領方を委託した称に蒙る。事情を知らぬ者三者
に改竄した給與通報及偽造にて各人の印鑑を持たせし役場の使者と
して其詐部に出頭し、しかも本年十月から十一月の間前後三回に亘り十八九
一九四七も詐取した。

二 事故発見の動機

某三回の支拂額中過半かわんが未だので当該役場を通じて受給者に返納方
を要求しに處役場より該當者は当村に居止むとの回答を受けに至り調査

其開港に詐欺である事が判り筆跡鑑定通報の再用等を判明したる前記田島であると推断し更に調査を進めてゐた後十二月二日前同様方信で第四回目の請求が房主にて使者を浦へ密書の手を通りて田島を取調べて執行を自由した。

事実・補遺處置

本人に対する詐取金額の返還請求に全額回収した。

その事件に鑑み本詰部では将来から事件の発生を防止する為に本部に実施することとする。

1. 代理處領の際は必ず委任状を提出する。
2. 精算支給諸の陰謀通報支拂諸の印を押して輪留と支拂年月日文拂證書番號を記入する。

八、受給者の身許手帳に不審があるときは金融業者通帳を呈示せらる。

其三

一 事件の概要

滿洲某一五六七部隊所属陸軍軍需市川敷男と称する男が兵庫県古説部に当頭し仕古保上陸地支局発行の本人申告による給奨金未支給證明書、引揚證明書、官籍謄本、居住證明書を持ち昭和三年九月以降昭和三年十一月迄の未支給金を請求したが給與通報その他に詳細點検後處

人給與金未支給證明書の様式は金の同一であるが實物は納軍便函名の印刷であるが元は復員事務官署の有書類様式にて押捺してあり所附官吏の職員が稍小さ又二片式のもので正反面捺印するが之に附與通牒引揚證明書は上陸後二ヶ月以内に於ける内半折目と真新らしい。

上陸地で被服品等を交付した事にかねて該局開港然記入の事に左事由に依て偽造と判断、身柄を警察に引渡し取調べた處某の事

実判明上

八本人は引揚證明書を偽造、適宜の場所に輸入し金融通帳並に米穀
通帳を交付を受け上陸地支局登行の本人申告による給與通報及公庫
任證明書、广籍記載事項證明書を偽造偽證の上乗交換金の詐欺

現仕事に使用する偽名

高橋順二、渡辺正治、佐藤太吉、山下英作、安藤勝、市川
穰、市川保、市川征夫、高橋行雄、大久保正雄、大久保
善次郎、大久保近三

主計部又出頭時二名以上の書類を持參し見義の分り上林と同時に後領

高又上林

又逮捕時市町村一町内会長職印八以上氏名ゴム印五個人印鑑一
通帳持上林下引揚證明書、假員證明書、船金未支給證明書

高又上林下

0665

5 手帳に他の書類にも頗る豫定を記入した

6 居住証明書と籍記載事項 記明書は一見して真偽の判定がつかない程度
巧妙である

7 共犯關係については自下取調べ中であるが本人は大阪に主犯大倉某とその
配下数名アリと称するが細部はまだ判明しない

0666

部
60

給付第三二七號

同盟龍渠等の場合における俸給又は給料の支給方にについて

昭和二十二年一月三十日

大藏省給與局長

第一復員局總理部長

官更俸給令第七條ノニ等の規定にもとづいて同盟龍渠その他の争議行為により執務しない者の俸給又は給料を減額する場合は左によつて取り扱はれたい。

一、組合員たる官更、官更の待遇を受ける者及び雇傭人等がその者の所屬する労働組合の決定實行する同盟龍渠（その他の争議行為でこれと實質的に同一視すべき場合をも含む。以下同じ）中に出勤執務しないときは同罷能未により執務しない者とみなしてその執務しない期間の俸給又は給料は日割計算によつてこれを減額する。但し左の場合はこの限りでない。

0667

は、同同盟業者に現実登録し、が屬の長がその出勤執務の事實を認め
たとき。

(2) 同上、の意志に反して出勤執務することができなかつたことを書面を
以て申し出て、その事情（交通機関の停止、労働組合の阻止等）を確
明し所屬の長がこれを認めたとき。

（証）

出勤執務とは所屬の長の命に従い所定の時間中所定の業務に服す
ることをいう。したかつて出勤しても實に職場を占據し争議關係の
行為に従事してゐるとき、怠業及び業務管理等と稱する場合であつ
ても實質上本來の業務に服さず同盟能業と同様の意志であるものと
認められるときは出勤執務とは認めない。

三、前項により日割計算により俸給又は給料を減額する期間は、同盟能業
を開施した當日からその終了の日までの期間（一日の中時間を限り同盟
能業をなした場合は一日みなす）とする。但しその期間中に左の各號

に該當する日數があるときはこれを除く。

(4) (3) (2) (1) 休暇、休日、非番の日、その職員が本來出勤執務するを要しない日
公場病に起因し出勤執務しない期間
服忌を受け出勤執務しない期間

私場病又は私事の故障により出勤執務しない者については、その者の
所屬廳の長が特に已むを待ない事由あるものと認めた期間

三、臨時勤務地手當及び暫定加給については前各號に準して取り扱う。
組合員たるさる官廳職員がストの爲に交通機關が停止する等の爲め出勤出来なかつた場合は勿論この通牒は適用されない

0669

總法第七號

第一 復員局書 (縣地方世話部) 一般

同盟籠粟寺の場合における便詔文は詰料の支給方にについて

昭和二十二年一月三十一日

第一 復員局經理部長

標記の件につき大藏省給與局長より別紙の通り過誤があつたからこれを通

知する

別
紙

0670

部
68

總法第六號

第一 復員官署（含地方世話部）一般

遺骨引取人に對する死亡時給與について

昭和二十二年一月二十八日

第一 復員局經理部長

在外者給與規程第九條の規定による遠族か又は親族のない場合遺骨引取人がありこれに遠骨を交付するときはその死亡時給與を葬祭料四〇圓遠族出頭旅費二七〇圓合計三一〇圓を埋葬實費と看做して遺骨引取人に遠族交付金から支給してよいこととせられたから承知せられた

尙商規程第六表備考第三號の規定による親族に對して支給する死亡賜金額現行定額にあつては半額させず全額を支給してよいから爲念申添へる

0671

復第五號

追放令解説送付の件

昭和二十二年三月二十日

復員廳司務一般

史実調査部

總員廳總裁官房長

0672

追放令に關して、政府は一月四日その整理改正を行つたので、別紙の通り追放令の解説を、参考の爲送付する。

追放令解説

昭和二十二年一月五日

「政府は昭和二十二年勅令第一號（一月四日）等に上つて所謂「追放令」を整理改正した。」

その關係事項について解説すれば左の通りである。

（細部は一月四日附官報號外參照のこと。）

第一 關係ある主要改正點

一、該當者の三親等内の親族及び配偶者は、該當者の指定があつた日から十年間は該當者として退職した公職（公職に在つた者が退職後、又、主要公職に就こうとした者が就職前當該公職について覺書該當者としての指達を受けたときは、それぞれその職に就くことができないこと。）（勅令第十條）

（説明）

本件に關し、例へば「該當者の親族は悉く有ゆる公職に就けないものである」と解せられてゐる向もあるがこれは誤解

0673

であつて、「該當者が退職せしめられたその職のみに對し、親族が身代り的に就職できない」ことの規定である。

二

覺書該當者は、新聞社・雑誌社・放送・映畫及演劇・會社等のすべて（主要役員のみでなく）の役職員から追放されること

（令第十四條）

三 覚書該當者が公職に對し實質的支配を行ふことが禁止されたこと。（令第十一—十三條）

第二 関係ある事項の一覧

一 追放令の原則

過去の経験によつて審査の結果「覺書該當者」に指定された者は

新に全「公職」に就くことはできない。

「主要公職」であるときは退職せしめられる。

「普通公職」であるときは退職せしめられることがあら。

0674

二、覺書該當者（一月四日附閣内務省令第一號別表第一參照）

元の直隸係者で覺書該當者に指定される基準の範囲は左の通りである。（從前と變化ない。）

（一）正規の任用規定によつて現役に服した陸海軍將校（短現を除く。）

（二）陸海軍特別志願豫備將校（現役に服した者のみ。）

（三）憲兵隊・特務機關・海軍特務部其の他の陸海軍警察機關若くは秘密諜報機關に勤務した者

（四）陸海軍省の勤任待遇以上の文官

三 「公職」の範囲（内務省令第一號別表第二參照）

覺書該當者が就職できない範囲（これを公職といふ。）は左の通りであつて更にその中を「主要公職」と「普通公職」とに區分される。

官吏

議員へ國會より村會に至るまで（一）
法令に基く委員會の委員及職員

地方廳の職員

市町村役場の職員

町内會長・部落會長及其の連合會長

特殊會社・營團及特殊銀行

臨時物資需給調整法により指定された團體

特別法により設立された團體

主要新聞社及出版社・主要映畫及演劇會社。
放送協會その他公衆情報機關

構成員が國會に議席を有する政黨
及その支部

有力な會社

（一）の中

指定された團體の指
定された範囲の主
役員

0676

備考

覺書該當者、現役下士官である者及び通算十年以上軍務に服した者は、教職には就けないことに從來と變化ない。

0677

復第七號

部長

一ノ一

輸地風未歸還者之狀況調查の件達

第一復員官署 一般及都道府長官

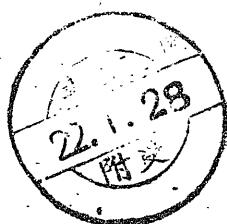
村縣知事各地方世話部

二十二年一月二十三日

伊良總裁 勅原喜重郎

「ソ一號是風未歸還者之狀況調查は從前の看視程に據る御別紙要領に
據つて促進する

0678



別紙

「ソ」驗印未歸還者の試沈調査要領

一、滿洲・北鮮・樺太及千島（以下ソ）巡査區といふ）に於未歸還者の調査並進捗を促進する爲「ソ」巡査區未歸還者の部隊別連名簿（以下連名簿と略する）を調製して各上陸地支局に備付けし、連名簿全員から未歸還者の状況究明資料を收集する。

二、連名簿は次の様にして調査する

1. 連名簿の様式は附表の様にする
2. 以守禁務局長は未歸還者を基礎とし「ソ」巡査区内に在る統管係部長へ昭和二十年十月二十八日以内に陸軍衛戍調査表並にて採用する一木師旅首の部道府隊別のみ別一、所管不明別一、連名簿八部を調査する
3. 既方世話部長は未歸還者を基礎とし「ソ」巡査区内に在る未歸還者へ以守禁務局で調査するものを除く（之を物別一所管不明別一連名簿八部を調査する）

5. 留守業務局長及越方世話局長は田來上つた理番無事失紀四百。

6. 及び反佐は以上陸地支局に符二品、地送付する越方世話局長は二品、
を留守業務局長に交付する。

5. 留守業務局長は會見方官面より送付された所の不明明送名簿を
還に留守名簿と照合し所の判明した所に就ては送名簿九部を
記載して八部を前號の如く配布し、且一冊を官能掛墨部に交付。其
ふ留守業務局長及上陸地支局長は受領した送名簿を各事務所に一所
も不明のものは、都道府縣別に一通り變えて送名簿を完成する。

7. 第二、第三號の送名簿の送付は、送付開始し三月十日迄に之を完成
し三月二十日迄に受領者に封書する如く確送する。

8. 送名簿に要する用紙は復良局から交付する。

9. 各上陸地支局で封印金具に開封させ、歸還者の記帳を喚起せし
めて歸還者の調査する各種登録の権度を向上。

2. 踏譲首は自己の留守擔當者の現住所を確認する

4. 連名簿の補備訂正は次の様にする

1. 留守業務局長又坡方世話部長は「ソ」連地圖未踏譲者の死亡認定

1. 留守業務局長又坡方世話部長は「ソ」連地圖未踏譲者の死亡認定

1. 留守業務局長又坡方世話部長は「ソ」連地圖未踏譲者の死亡認定

2. 上陸地支局長は自己上陸地に生還した者を連名簿から抹消すると

共に除隊台帳解除者連名簿へ記録號・退籍號・官等・氏名のみにて可一を關係上陸地支局に送付する

する

3. 地方世話部長は未踏譲員等により新に未踏譲者が判明した時又所屬不明者の所屬判明した時は附表の様式に依り連名簿八部を調製

して留守業務局及關係上陸地支局に備付名簿に應する部數を送付

する

4. 留守業務局長は覺書其の他の資料に依つて新たな未踏譲者を發見した時又所屬不明者の所屬判明した時は前號に依つて處理する

5. 留守業務局長又上陸地支局長は前各號の諸名簿に依つて網えず備

付連名簿を補備訂正する
抹消する場合は連名簿上側に抹消の理由を明記(記入要領は様式の
通一する

0682

附表

「一」連地區未歸還者部隊別連名簿

○
○
世
話
部

約三。五糧		約三。五糧		約四糧		約七糧	
戰死 名解 (三二五)		步兵軍		步兵軍		步兵軍	
本籍	兵種	官等	氏名	留守擔當者	現住所	摘要	
東京	東京	天津橋	步兵	大尉	鯉第〇〇〇〇〇部隊(滿洲第〇〇〇部隊)		
北多摩	八王子	衛生	伍長	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	
東京	上等兵	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	

調製上の注意

- 一、部隊は獨立部隊（司令部・聯隊・獨立大（中・小）隊等）毎に區分する
二、氏名は「アレウエオ順」とする
三、部隊毎に別葉とする但し同一部隊所屬者が五名以下の場合は別葉にしな
四、摘要欄は本人の判定上参考となる事項を記入する